

第3部

参考資料・データ

1 感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について

令和2年5月11日
国土交通省海事局安全政策課

1. はじめに

本文書は、緊急事態においても事業の継続が求められる海運業に従事する方々の感染予防、健康管理に向けた取り組みや、船上で乗組員や乗客が新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合等の対応について検討する際の参考として活用していただくため、基本的なポイントを、厚生労働省のアドバイスを受けながら、国土交通省海事局がまとめたものです。

2. 本文書で使用する用語について

(1) 有症者：発熱、咳など、健康状態に何らかの異常を呈している者

(判断の目安)

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。

ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。）

(2) 濃厚接触者¹：有症者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

ア 有症者と長時間の接触（船内等を含む）があった者

イ 適切な感染防護なしに有症者を診察、看護又は介護していた者

ウ 有症者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

エ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで有症者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

【参考】「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」における「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間*内に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※感染可能期間…発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

3. 感染予防、健康管理に向けた取り組み

(1) 入港時・停泊中

・乗組員や乗客等に対する、咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗いなどの感染症対策の徹底

【換気の徹底】

① 「換気が悪い空間」としないために、換気設備を適切に運転・管理すること。

② 船窓が開閉可能な場合は、気象・海象の状況も勘案しながら、船窓を開放することによる換気を行うこと。

【接触感染の防止】

① 物品・機器等（例：作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人での共用をできる限り回避すること。

② 船内で乗組員や乗客が触れることがある物品・機器（例：電話、パソコン、スイッチ、工具など）等

や手すり・ドアノブ、トイレや共有スペースの什器などの共有部分について、こまめに消毒を実施すること。

※手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効とされています（厚生労働省 HP 参照）。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用するなどの使用方法の詳細はメーカーのホームページ等でご確認ください。

- ③ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ④ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを船内に備え付けて使用すること。
- ⑤ 訪船者に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

【飛沫感染の防止】

- ① 咳エチケット（可能な限りマスク着用）を徹底すること。
- ② 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ③ 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持（2メートル以上）すること。
- ④ 訪船者との対面での接触は可能な限り避けることとし、やむを得ない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクの着用を徹底すること。
- ⑤ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、対面を避ける、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ⑥ その他密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について検討すること。

【一般的な健康確保措置の徹底等】

- ① 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなどの健康管理を心がけること。
- ② 出航前に乗組員全員の体温を計測し、体調等について確認を行うこと。乗組員の同居家族の体調等についても同様に確認を行うこと。可能なら、責任者や担当者を決めて行うことが望ましい。また、乗組員本人やその同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機とすること。その上で、以下の症状に該当する場合には、保健所に相談させ、その結果について報告を受けること。
 - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。
 - ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます）
- ④ 感染が判明した際に対応の連絡を取りやすくするため、少なくとも、当月と前月に乗り組む乗組員の交代状況と連絡先については、雇用の継続の有無にかかわらず、把握するようにすること（派遣船員については派遣元も同様）。
- ⑤ 十分な休息ができるようにするとともに、繁華街などの人の多く集まる場所への不要不急の外出は控えるようにすること。

・乗客等の乗船手続き時等における、咳や発熱等の症状の有無などの健康状態の確認

【乗船前の検温の実施】

- 長距離フェリーをはじめとして導入されている乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施すること。なお、既に導入している場合はこれを継続して実施すること。
- ・入手可能な場合には、多くの人が利用する旅客ターミナルにおけるアルコール消毒液の設置等、乗客に係る感染症対策の実施
- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等の可能な限りの回避
- ・外出自粛要請の出ている都道府県に寄港する際には、繁華街などへの不要不急の外出の自粛

(2) 航海時

- ・乗組員や乗客等に対する、咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗いなどの感染症対策の徹底
 - ※（1）入港時・停泊中の対応を引き続き行う
- ・乗組員について、定期的に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどによる健康状態の確実な把握
 - ※発熱、強いだるさや息苦しさがある乗組員や乗客について、居室で待機させるなど、可能な限り、他の乗組員や乗客との接触を避ける等の対策を実施する
 - ※有症者等（有症者及び濃厚接触者）が発生した場合は4.の対応を行う

- ・階段の手すり、ドアノブ、トイレや共有スペース等多くの人が利用する場所におけるアルコール消毒を行う、消毒液の設置場所を乗客に周知する等
- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等の可能な限りの回避

4. 有症者等（有症者及び濃厚接触者）が発生した場合の対応

(1) 日本での接岸時（入港時）の場合

- ① 接岸している港の最寄りの保健所（内航船の場合）又は検疫所（外航船の場合）に直ちに連絡する（会社や代理店を通じて可）とともに、指示を受ける。また、接岸している最寄りの運輸局等に報告する（会社や代理店を通じて可）。

保健所一覧、検疫所一覧は6. 参照

- ② 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する
- ③ 保健所又は検疫所の指示に従い消毒を実施する
 - ・保健所又は検疫所の指示に従い、居住区等の有症者等が常時利用する区域の消毒を実施する。
 - ・自ら消毒作業ができない場合であって、専門業者等に消毒を依頼する場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請する。

④ 濃厚接触者等への対応を行う

(i) 出航までに有症者の感染が確定した場合

- ・出航するまでに有症者の感染が確定した場合又は下船した乗客等が感染していたことが判明した場合は、保健所又は検疫所に連絡し、感染が確定した有症者又は乗客等の濃厚接触者（以下④において単に「濃厚接触者」）の調査への協力及び消毒作業に係る指示を仰ぐ。
- ・保健所又は検疫所の濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業のため、本船を待機させる場所については、オペレーター等関係者と協議すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗組員については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者が下船する場合は、交代要員を手配するとともに、濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、安全な運航に支障が生じる場合は、保健所又は検疫所と運航要員を維持しつつ対応する方法について協議すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗客については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、待機場所の確保等が困難となる場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に相談すること。
- ・消毒作業については、上記③参照。なお、消毒作業後、直ちに発航して問題ないかは予め保健所に要確認。

(ii) 有症者の検査結果が出るまでに発航が必要な場合

- ・当該有症者の検査結果が出るまでの間に、次の海上運送のため発航する必要がある場合は、保健所又は検疫所の指示に基づく感染防止のための措置を講じつつ、乗組員、乗客の毎日の検温を実施する等健康状態のチェック体制を強化する。
- ・発航後、前述の有症者の感染が確定した場合又は新たに有症者が出た場合には、直ちに保健所又は検疫所に連絡し、次港での対応等の指示を仰ぐ。
- ・保健所又は検疫所の指示により、次港での濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業が必要となる場合は、予め本船の待機場所をオペレーター等関係者と協議すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗組員については、次港に到着後、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者が下船する場合は、交代要員を手配するとともに、濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、安全な運航に支障が生じる場合は、必要に応じ、保健所又は検疫所と運航要員を維持しつつ対応する方法について相談すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗客については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、待機場所の確保等が困難となる場合は、必要に応じ、保健所、検疫所、寄港国の検疫と相談すること。
- ・消毒作業については、上記③参照。なお、消毒作業後、直ちに発航して問題ないかは予め保健所に要確認。

(2) 海外での接岸時（入港時）の場合

- ① 寄港国の検疫に直ちに連絡するとともに、指示を受ける。併せて、会社や代理店を通じて国土交通省海事局に報告を行う。
- ② 寄港国の検疫の指示に従い必要な措置を実施する。

(3) 洋上（停泊中、航海中）の場合

- ① 行き先港（有症者発生等により航海予定を変更した場合は変更後に最初に入港する港。以下同じ。）が日本国内の場合は、同港最寄りの保健所（内航船の場合）又は検疫所（外航船の場合）に直ちに連絡する（会社や代理店を通じて可）とともに、指示を受ける。また、行き先港の最寄りの運輸局等に報告する（会社や代理店を通じて可）。行き先港が外国の場合は、(2)を参照して対応する。

保健所一覧、検疫所一覧は6. 参照

- ② 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する。
・保健所又は検疫所の指示に従い、居住区等の有症者等が常時利用する区域の消毒を実施する。

5. おわりに（業務の継続について）

海運事業者は、乗組員が新型コロナウイルスに感染した場合でも可能な限り操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を行ってください。この際、困難なことがあれば、必要に応じて最寄りの運輸局にご相談ください。

- ① 船内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定
※船舶では衛生担当者の選任が義務付けられています。
② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定
③ 乗組員の交代要員の確保

※交代要員の確保等に関連した船員関係事務の取扱については以下をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000021.html

海運業は、物資や旅客の輸送という極めて重要な役割を担っており、可能な限りの業務継続が必要であるところ、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示しました。国土交通省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようお願いいたします。なお、漁船に関しては、水産庁においてもガイドラインを公表しておりますので、これも併せてご活用いただくよう、お願いいたします。

なお、本ガイドラインにつきましては、今後の状況に応じて、必要な修正等を行うことがございますので、あらかじめご了承願います。

6. 主な連絡先及び参考

- (1) 保健所
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html
- (2) 検疫所
<https://www.forth.go.jp/index.html>
- (3) 国土交通省
国土交通省海事局安全政策課危機管理室（一般）
e-mail：hqt-Kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp
国土交通省海事局外航課（外航船舶関係）
e-mail：hara-m2mh@mlit.go.jp, horimoto-h2bd@mlit.go.jp
国土交通省海事局内航課（内航船舶関係）
e-mail：sugasawa-t2kx@mlit.go.jp, asano-h2uy@mlit.go.jp
国土交通省海事局船員政策課（船員法（健康証明書、衛生担当者など）関係）
e-mail：hqt-seafarer-madoguchi@gxb.mlit.go.jp
- (4) 参考となる情報が得られるウェブページ
国土交通省 新型コロナウイルス感染症
http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
農林水産省 新型コロナウイルス感染症について（漁業者の皆様へ）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/#c13

¹ 国立感染症研究所感染症疫学センター資料における「濃厚接触者」は、確定感染者の感染可能期間内の接触者についてのものであるが、本資料は船上での発熱事案等を想定しており、確定の判定が困難なため、当該資料の考え方を参考として定義するもの。

2 総合海洋政策本部参与会議意見書

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

令和2年6月30日
総合海洋政策本部参与会議
座長 田中 明彦

総合海洋政策本部参与会議では、第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）を受け、昨年9月以降、プロジェクトチーム等を設置し、うち、①開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化、②海洋状況把握（MDA）、③海洋についての持続可能な開発目標について集中的に評価・検討を行い、今般、意見書を取りまとめた。

今後の政府における取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部を中心に進めることを要請する。

平成30年5月に策定された第3期海洋基本計画（以下「基本計画」という。）においては、「新たな海洋立国への挑戦」を計画の基本的な方向性として位置づけており、我が国を取り巻く情勢の変化を受けて、いわば受動的に対応することからさらに進んで、我が国にとって好ましい情勢や環境を能動的に創出すべく一層努力していくとともに、海洋に関する施策を統合的な形で着実に実施していくことを、姿勢として明確に打ち出している。

また、基本計画では、我が国周辺の海洋をめぐる情勢が一層厳しさを増す中であって、海洋の安全保障の観点から能動的に海洋政策を幅広くとらえ、海洋に関する施策についての基本的な方針として、「総合的な海洋の安全保障」を明記したところである。

これらを受け、政府においては、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部（以下「本部」という。）のもと、海洋に関する施策を統合的・計画的に推進している。

総合海洋政策本部参与会議（以下「参与会議」という。）においては、平成30年度に続き、令和元年度においても、基本計画に基づく取組の当面の具体化及び加速化を図るべき政策テーマとして特に取り上げて議論を行う必要があるものを選び出し、「新たな海洋立国への挑戦」の問題意識を踏まえつつ、海洋政策の統合的な実施という観点を重視しながら、総合海洋政策推進事務局（以下「事務局」という。）の協力を受けながら、プロジェクトチーム（PT）やスタディグループ（SG）を設け、参与以外の幅広い関係者の参画を得ながら集中的・精力的に検討を行い、提言を行ったところである。

具体的には、基本計画において、「海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、自由、民主主義、基本的人権の尊重、『法の支配』といった普遍的価値を堅持し、『開かれ安定した海洋』を希求してきた海洋国家たる我が国は、我が国の平和と安全を自らの力により守る努力を続けることは当然であるが、同時に、『自由で開かれたインド太平洋戦略』を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができる。」「海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤、それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。」としていることから、過年度の検討成果も踏まえつつ、令和元年度において、開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する検討を行うこととした。

次に、基本計画等において、関係府省庁は、海洋状況把握（MDA）の能力強化を推進することとしていること、また、近年、我が国管轄海域及び我が国の重要なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起しており、以前より尖閣諸島周辺の我が国の領海への外国公船等の侵入を始めとする様々な事案に対応してきた。最近1年間においても、大和堆周辺の我が国の排他的経済水域における違法操業等に従事する、多数の北朝鮮漁船及び中国漁船への対応、あるいは昨年以來の中東地域における緊張の高まりを受け、当該海域における日本関係船舶の航行安全の確保が重大な問題となっていることを踏まえ、令和元年度において、MDAの強化についての検討を行うこととした。

さらに、基本計画において、国連サミットにおいて採択された持続可能開発目標（SDGs）の重要性は既に明記されているところであるが、その後の、SDGs推進に係る国際的な機運の高まりを受け、令和元年度において、我が国の海洋政策における基本方針である基本計画中の諸施策について、海洋に関する持続可能な開発目標14との連関という観点から見直しを行い、その実施を強化するための検討を行うこととした。

これらの検討結果については、別紙1～3のとおり取りまとめており、検討結果の概略は、下記1.～3.のとおりである。

また、前述のテーマのほか、基本計画に掲げた海洋政策の理念及び方向性を踏まえ、海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方や、科学技術・イノベーションについても、関係機関や専門家から最新の情勢等に関して情報提供を受けるとともに、現状や課題、その改善に向けた対応等を含め、幅広く意見交換を行った。

これらの検討結果の概要は、下記4.～5.のとおりである。

なお、令和元年度末に生じた新型コロナウイルス感染症の拡大については、基本計画に想定されていなかった重大事態であり、これについては下記6.に付記した。

1. 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する検討

基本計画においては、「海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、自由、民主主義、基本的人権の尊重、『法の支配』といった普遍的価値を堅持し、『開かれ安定した海洋』を希求してきた海洋国家たる我が国は、我が国の平和と安全を自らの力により守る努力を続けることは当然であるが、同時に、『自由で開かれたインド太平洋戦略』を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができる。」「海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。」としている。

これを受け、平成30年度、「シーレーン沿岸国との海洋産業協力の深化に関する研究会」（以下「シーレーン SG」という。）を設け、海洋の安全保障小委員会報告も踏まえつつ、ベトナム、ミャンマー、インド等のシーレーン沿岸国との間において、港湾を始めとする海洋産業協力を深化させ、我が国経済にとり重要なシーレーンの確保に寄与するための方策について検討した。

シーレーン SG の報告書においては、「我が国の経済安全保障の観点から、今回取り上げた3か国以外の沿岸国についても、必要に応じて海洋産業協力に関する事業の状況、支援策、課題等について引き続き整理し、有望な海洋産業分野の抽出や、協力を際しての障害や課題を把握するとともに、その解決策を含めて整理していくことが有益」とし、また、「海洋産業協力に係るプロジェクトの具体的な事業構想、ロードマップ、政府に求められる役割についても、今後検討していくことが重要」としている。

そのため、令和元年度、「開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT」を設け、

- 対象シーレーン沿岸国との海洋産業協力を実施するための協力テーマ・分野の現状把握
- 海洋産業協力を具体化していくための課題の把握
- 海洋産業協力の具体化やその中における政府の役割

の3点について、「自由で開かれたインド太平洋」構想の考え方、すなわち、平和と安全そして繁栄の促進を目指すことに資するかどうかの観点も含め、外部有識者等を交え議論した。

これらを受け、参与会議としては、以下のとおり提言する。

基本計画に掲げているとおり、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができるものである。

また、海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。

これらを再確認するとともに、下記について取り組むべきである。

(1) 港湾等インフラの開発・運営等の海洋産業協力に係る取組強化

関係府省庁、政府系金融機関及び官民ファンドが ODA や出資等様々な手段により取り組んでいる港湾等インフラの開発・運営に係る国際協力は、諸外国との経済協力やインフラ輸出等の観点からだけでなく、諸外国との海洋産業協力を進めていく観点からも重要な取組であるため、関係府省庁間や官民間の連携体制の強化を図りつつ、これらの取組をさらに強化して進めていくべきである。

(2) 民間企業の取組を促進するための環境整備

関係府省庁や政府系機関は、引き続き、民間企業等が諸外国の海洋産業ビジネスに積極的に参画できるよう、民間企業等のニーズも把握しながら、政府系金融機関や官民ファンド等による支援の不断の見直しなど、事業継続性、経済性や安全性の確保に資する環境整備を行うべきである。

(3) 国際海上輸送の安定確保に向けた海洋産業の国際競争力強化

従前にも増して厳しい競争環境に置かれている我が国の外航海運業及び造船業について、経済安全保障の観点からの安定的な国際海上輸送を確保する上でこれら産業の国際競争力強化は重要であり、その観点から、これまで以上に課題に対応した取組が求められる。

2. 海洋状況把握 (MDA) に関する検討

海洋状況把握 (MDA) については、基本計画及び「我が国における海洋状況把握 (MDA) の能力強化に向けた今後の取組方針」において、関係府省庁はその能力強化を推進することとしている。

近年、我が国管轄海域及び我が国の重要なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起して

いる。最近1年間においても、大和堆周辺の我が国の排他的経済水域における違法操業等に従事する、多数の北朝鮮漁船及び中国漁船への対応、あるいは昨年以来の中東地域における緊張の高まりを踏まえ、当該海域における日本関係船舶の航行安全の確保が重大な問題となっている。

このような状況認識のもと、関係府省庁は日々生起する新たな問題に対しさらなる対応が求められる。このため、令和元年度は「海洋状況把握（MDA）に関するPT」において、我が国のMDAがその対象として取り扱う幅広い情報のうち海洋の安全保障に係る情報、特に我が国の海洋における脅威・リスクの早期察知に資する、船舶の動静に関連する情報（以下「船舶動静情報」という。）の収集・集約・共有のあり方について、外部有識者等を交え議論した。

これらを受け、参与会議としては、以下のとおり提言する。

（1）船舶動静情報を集約・共有するプラットフォームの構築

船舶動静情報を始めとする海洋の安全保障に係る情報について、リアルタイム性を伴った集約・共有と、これに必要なルールの策定に関する調整機能を有する「情報共有のプラットフォーム」の構築に向けた検討を開始する必要がある。

その際、必要に応じ「海洋状況表示システム」（以下「海しる」という。）及び各実施官庁の有する既存のシステムの発展を視野に入れて検討すべきである。

（2）外国のMDA関係機関との連絡調整を担う機能の整備

我が国政府として戦略的見地に基づき、MDAの国際連携・国際協力の連絡調整等を担う窓口機能を早期に整備すべきである。

（3）情報の収集・集約・共有を強化するための各種関連施策の推進

- ① 「海しる」の改修による関係諸国との情報交換機能の実装
- ② 関係府省庁が主管するAIS（船舶自動識別装置）、VMS（船舶位置監視システム）など各種システムの普及及びこれらシステムの目的を踏まえた搭載範囲の拡大
- ③ 政府の保有するアセットが収集する一次情報について、可能な限り一体的に共有する仕組みの検討
- ④ 我が国の重要なシーレーンにおいて必要な船舶動静情報などの共有に関する官民が相互に連携するメカニズムの発展

3. 海洋についての持続可能な開発目標に関する検討

「持続可能な開発目標14に関する研究会」（以下「SDG14SG」という。）においては、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）のうち、海洋に関するSDG14に照らして、我が国の海洋政策における基本方針である基本計画中の諸施策について、SDG14との連関という観点から見直しを行い、その実施を強化するために、以下の点を「検討方針、成果に関する指針」として検討を進めた。

- SDG14以外の他のSDGとの相互の連関を常に意識した検討をすること
- 国民が認知度を高め、認識を広げられるよう、分かりやすい発信をすること（人材育成の視点も考慮する）
- バランスのとれた検討をすること（持続可能な海洋産業の振興の視点も考慮する）
- 我が国だけのリーダーシップではなく、世界全体で、途上国との連携やそれへの協力も視野に入れた検討をすること
- 国際ルール作り及びその実施に我が国が積極的な役割を果たしていくこと

そして、a. 基本計画との関わり、b. 本部、参与会議及び事務局の調整・統合機能、c. 科学技術との関わり、d. 国際協力、e. 海洋立国や海洋の安全保障という観点から、「テーマ1：海洋プラスチックごみ」、「テーマ2：IUU漁業」、「テーマ3：小島嶼国」を選び、共通して重要であるものを提言として抽出するため、関連する諸施策の効果的な実施のための調整のあり方、施策の統合的実施の方策等について、外部有識者等を交え議論した。

これらを受け、参与会議としては、以下のとおり提言する。

（1）SDG14の達成における主権国家の裁量と国益の実現

SDG14を含むSDGsは、その進捗、フォローアップ、達成について主権国家の裁量に依るところが大きいことから、我が国の国益と国際的なSDGs全体の達成に貢献する、SDGs達成に向けた「日本モデル」を作り上げることが理想形である。

（2）基本計画によるSDG14の達成の促進

SDG14SGの検討結果は、基本計画における「総合的な海洋の安全保障」に資する施策の実施についての、指針や手法の提言に活用されるべきである。

また、SDG14の達成は、我が国の海洋政策上の多様な施策に密接に関わることから、本部・参与会議・事務局による調整・統合機能が不可欠である。

(3) SDG14実現のための「日本モデル」の基本的指針

① 多様なステークホルダーとの共同（国内的実施）

伝統的な産官学に加え、市民社会、消費者、新しい公共（協同組合）、労働組合、次世代（若者）、地方自治体等のステークホルダーについて、今後如何に連携していくのかについて、引き続き検討していくことが不可欠である。

② 多様なステークホルダーとの共同（世界との連携）

世界全体でSDGsを達成するためには、小島嶼国等と「連携」という姿勢、すなわち、「日本モデル」の実現と並行して他国のモデルも達成するために連携を図ることが肝要である。

また、米、EU、中国等の国際社会の他の主要国が、SDGs達成のためにどのような自国モデルを構築しようとしているかについて、情報収集を進めていく必要があるとともに、関連する国際会議の動向もきちんとフォローし、国際社会で主要な議論を我が国がリードすべきである。

③ 科学技術による基盤形成と強化

科学的知識、基盤、パートナーシップを構築し、海洋に関する科学的知見、データ・情報を通じて、SDG14を始めとするSDGsの達成に貢献することを目指す「国連海洋科学の10年」に積極的に関与していくことが重要である。

④ 施策の統合的実施

事務局としては、SDG14に関連する各施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、関係府省庁の協力を得つつ、その連携を強化する方策を講じていく役割が期待される。

(4) 将来における再検討

最後に、SDGsが期限とする2030年まで10年を切り、今後SDG14を含む各目標は国際的にも国内的にも益々注目を集めることは必至である。次期基本計画策定を視野に入れて、適当な時期に、SDG14SGの提言をいっそう具体的に施策に反映するため、参与会議の下で再度SDG14に関する検討を改めて行うべきである。

4. 海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に係る検討

平成22年に開催された生物多様性条約（CBD）締約国会議で決められた、いわゆる「愛知目標」を受け、基本計画においては、「2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する」としており、また、平成31年4月には自然環境保全法を改正し、沖合域の海洋保護区指定制度を創設し、海洋環境保護を推進している。

一方、国際的には、生物多様性に係る新たな目標が検討されていることから、「海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に関するSG」を設け、我が国における海洋保護区の面的拡大・質的拡充に関して、非生物資源の開発及び生物資源の持続的利用と調和した拡充の可能性、国際法との整合性、日本型海洋保護区に対する国際的な支持獲得等の課題について、外部有識者を交え検討を行った。

5. 科学技術・イノベーションに係る検討

海洋科学技術は海洋政策を推進する上で重要な基盤であり、我が国の経済・社会の発展、気候変動など地球規模課題への対応等に貢献するものであることから、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会実装を進めていくことが期待されている。

平成30年度、「海洋科学技術に関するSG」において、今後世界に大きな影響を与える可能性のある海洋科学技術を見据え、海洋ロボティクス分野や海洋情報分野の方向性について検討を行ったことを受け、令和元年度、「科学技術・イノベーションに関するSG」を設け、科学技術・イノベーションをテーマとして取り上げ、海洋科学技術全般の最新動向を把握するとともに、水産業・洋上風力発電などの海洋産業に関する技術的課題について、外部有識者を交え検討を行った。

6. 今後の海洋政策の推進

今般、参与会議として取りまとめた提言については、関係府省庁において施策として具体化し、着実に成果に結びつけていくことが重要である。

基本計画では、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進していくため、具体的目標を掲げ（Plan）、施策を実施し（Do）、その進捗状況を的確に把握・評価し（Check）、その結果に応じて取組内容等を見直す（Act）というPDCAサイクルを活用した工程管理を導入している。その中で、共通の目標・目的を持った施策のまとめ（施策群）を単位として工程表を作成し、目標やその達成に向けた取組内容、スケジュール、実施体制等を記載するとともに、目標達成に向けた状況について、指標を活用して俯瞰的・定量的に把握しつつ、取組を進めていくこととしている。

また、参与会議としては、内閣総理大臣への意見書提出、内閣総理大臣から各府省庁への指示、各府省庁によ

る対応というサイクルも見据えつつ、PDCA サイクルによる工程管理を支援することとしている。

事務局及び関係府省庁には、海洋政策担当大臣の指揮の下、密接に連携・協力し、工程表に基づき、取組を着実に着実に進めていくよう要請する。このとき、工程表は基本計画に基づくものではあるが、計画策定後の情勢変化や新たに取まとめられた提言による見直しを随時的に反映することが求められる。

北極政策については、過年度に提言として取りまとめ、工程表にも組み込まれている。さらに、我が国にとって北極のあらゆる利活用の可能性を確保するために、北極域研究を我が国が一層進め国際社会でのプレゼンスを高める。東京で開催される第3回北極科学大臣会合（ASM3）は有効な機会である。気候変動予測の高度化に資する海洋情報を把握する等の北極域における研究開発の強みをより一層発揮するため、北極域研究では「継続性」が重要であることを認識し、砕氷機能を有する北極域研究船や運航費等の確保、中長期を見据えた人材育成や研究開発プログラムに関する取組を加速することが求められる。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、関係府省庁における対応がなされている。これは基本計画が想定していない新たな事態であり、海洋政策を始め、今後、各国の政策形成に大きなインパクトを与える歴史的な転換点と言える。海洋ならではの感染症対策とそのあらゆる影響の精査やポストコロナの海洋政策のあり方などについては、国際的動向も把握しつつ今後の参与会議の課題として位置づける必要がある。よって、参与会議は、本部が関係府省庁の施策を調整し統合的に海洋政策を実現する機能を果たすために、この重要な問題を、小委員会を立ち上げて既に検討を始めたところである。今期の基本計画及び工程表への追加・修正、加えて次期基本計画を見据えて議論を深めていく。

産・官・学の連携があつてこそ、海洋に関する諸施策が実効的に実現されることを明確に意識しつつ、基本計画の3か年目にあたる令和2年度においても、関係府省庁は引き続き連携・協力し、次期基本計画を視野に入れながら、海洋政策の統合的実施に積極的に取り組んでいただきたい。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/20200630/ikensho.pdf>

3 改正漁業法に基づく政省令について（概要）

1. 政省令の内容

① 資源管理関係

- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を廃止し、改正漁業法に漁獲可能量（TAC）や漁獲割当（IQ）に係る規定を新設したことに伴い、各政省令を一本化。【政省令】

見直し前	見直し後
(政令) ・漁業法施行令、TAC法施行令 (省令) ・漁業法施行規則、TAC法施行規則	(政令) ・漁業法施行令 (省令) ・漁業法施行規則

- ・漁獲割当（IQ）による漁獲量の管理を実施するための手続や漁獲量等報告の内容等を定める。【省令】

- ア) 漁獲割当対象の特定水産資源を採捕するための申請手続を定める（漁獲割当割合の設定等）。
- イ) 漁獲割当割合の有効期限は5年を原則とする。
- ウ) 漁獲割当割合の移転を認める場合の条件を定める。
- エ) 漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告の期限（原則3日以内）、報告事項等を定める。
- オ) 漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等に係る報告の期限（翌月10日を基本）、報告事項等を定める（現行TAC法と同様）。

- ・漁業者が自主的に実施する資源管理の取組を内容とする資源管理協定の認定手続等を定める。【省令】

- ア) 協定の認定に当たっての申請手続等を定める（現行TAC法と同様）。
- イ) 協定において定める事項を定める（現行TAC法と同様）。
- ウ) 認定協定の変更に関する事項、認定取消しの要件、廃止の手続き等を定める（現行TAC法と同様）。

② 漁業許可関係

- ・制度体系を見直し、各政省令を一本化。【政省令】

見直し前	見直し後
(政令) ・漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令 (省令) ・指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 ・特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令 ・小型機船底びき網漁業取締規則	(省令) ・漁業の許可及び取締り等に関する省令

- ・指定漁業及び特定大臣許可漁業を、大臣許可漁業として一本化し、許可の有効期間は5年間とする。【省令】

見直し前	見直し後
<p>(指定漁業) ※政令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合底びき網漁業 ・以西底びき網漁業 ・遠洋底びき網漁業 ・大中型まき網漁業 ・大型捕鯨業 ・小型捕鯨業 ・母船式捕鯨業 ・遠洋かつお・まぐろ漁業 ・近海かつお・まぐろ漁業 ・中型さけ・ます流し網漁業 ・北太平洋さんま漁業 ・日本海べにずわいがに漁業 ・いか釣り漁業 <p>(特定大臣許可漁業) ※省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずわいがに漁業 ・東シナ海等かじき等流し網漁業 ・かじき等流し網漁業 ・東シナ海はえ縄漁業 ・大西洋等はえ縄等漁業 ・太平洋底刺し網等漁業 	<p>(大臣許可漁業) ※省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合底びき網漁業 ・以西底びき網漁業 ・遠洋底びき網漁業 ・大中型まき網漁業 ・基地式捕鯨業 <ul style="list-style-type: none"> ・母船式捕鯨業 ・かつお・まぐろ漁業 <ul style="list-style-type: none"> ・中型さけ・ます流し網漁業 ・北太平洋さんま漁業 ・日本海べにずわいがに漁業 ・いか釣り漁業 <ul style="list-style-type: none"> ・ずわいがに漁業 ・東シナ海等かじき等流し網漁業 ・かじき等流し網漁業 ・東シナ海はえ縄漁業 ・大西洋等はえ縄等漁業 ・太平洋底刺し網等漁業

・届出漁業（暫定措置水域沿岸漁業等、沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業）は、従前のおり。【省令】

・許可及び認可の申請手続きや継続許可の申請期間、許可を受けた漁業者による資源管理状況の報告事項等を定める。【省令】

ア) 許可の申請に当たっては、申請書の他に漁船登録の謄本、船舶検査証の写し、定款（法人の場合）、登録事項証明書（法人の場合）、貸借対照表、損益計算書、暴力団員等ではないことの誓約書等を提出する旨定める。

イ) 資源管理の状況等の報告は、以下を報告事項として定める。

- ・漁獲量、その他の漁業生産の実績、漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- ・資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- ・財務の状況。

・許可の制限措置、省令に基づく制限又は禁止及び個々の許可の条件において、操業の禁止区域や禁止期間等を設定する。【省令】

- ・操業禁止区域、操業禁止期間の設定
 - ・採捕禁止魚種、所持・販売等禁止魚種の設定
 - ・小型魚の混獲率上限の設定
 - ・漁獲物等の転載の制限
 - ・漁獲物等の陸揚港の制限
- 等を定める。

③ 海面利用関係

・海区漁場計画の策定から公表までの手続を定める。【省令】

ア) 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、意見の提出方法、提出期限、その他意見の提出に必要な事項を公表する旨定める。

イ) 公聴会において意見を述べようとする者は、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出ることを定める。

ウ) 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処

理の結果、漁場図、その他参考となるべき事項を公表することを定める。

・資源管理の状況等の報告【省令】

- ア) 都道府県知事及び海区漁業調整委員会への報告は、一年に一回以上、知事が定める日までに行う。
 イ) 報告内容は、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理の取組状況、操業日数、漁獲量等。
 (漁業者等の事務負担を軽減するため、複数の魚種の漁獲を集約して報告することも可能とする)

・沿岸漁場管理として実施される保全活動の定義、沿岸漁場管理規程の認可手続、沿岸漁場管理団体による都道府県知事への報告事項等を定める。【省令】

- ア) 「保全活動」の内容として、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であり、赤潮監視、漂流物の除去、水産動植物の種苗の放流、漁業法令違反の行為を抑止するための活動等を定める
 イ) 都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の認可又は変更したときは、団体の名称、住所、連絡先、認可した沿岸漁場管理規程を公示する旨定める。
 ウ) 沿岸漁場管理団体は、一年に一回以上、知事が定める日まで、保全活動の内容、実施状況、収支状況等を知事に報告する旨定める。

④ 漁業協同組合関係

・会計監査人監査の対象、適用日、会計監査人監査の手続等、公認会計士監査への移行に必要な内容を定める。【政省令】

- ア) 信漁連及び貯金等の合計額が200億円以上の漁協を対象とする旨定める。
 イ) 十分な移行期間を設けられるよう適用日を令和6年4月1日と定める。
 ウ) 会計監査人が作成する会計監査報告等の内容、会計監査人に対する書類提供の手続等を定める。

⑤ その他(海区漁業調整委員会、密漁対策)

・海区漁業調整委員会委員の推薦、募集及び任命に係る手続を定める。【省令】

- ア) 委員の推薦を受ける者又は応募する者は氏名、住所、職業、漁業経営の状況、漁業者又は漁業従事者であるか否か等を記載した書類を提出する旨定める。
 イ) 都道府県知事は、委員募集の期間中及び期間終了後、推薦を受けた者の数(そのうち漁業者、漁業従事者の数)、応募した者の数(そのうち漁業者、漁業従事者の数)を公表する。
 ウ) 都道府県知事は、委員の任命の際は、漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないよう配慮する旨定める。

・罰則強化(3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金)が適用される採捕禁止の対象となる特定水産動植物の種類、採捕禁止の適用除外となる場合の内容を定める。【省令】

- ア) 特定水産動植物は、うなぎの稚魚(全長13cm以下)、あわび及びなまことし、うなぎの稚魚については、施行日から3年の適用猶予期間を設定。
 イ) 特定水産動植物の採捕禁止の適用除外となる場合は、試験研究又は教育実習の用に供する場合で、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受け、公布される許可証を携帯する必要があること等を定める。

水産庁ホームページ <https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/attach/pdf/200910-4.pdf> より

4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案（概要）

背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU（違法・無報告・無規制）漁業のおそれが大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

法律案の概要

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物（国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするとともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。（取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。）

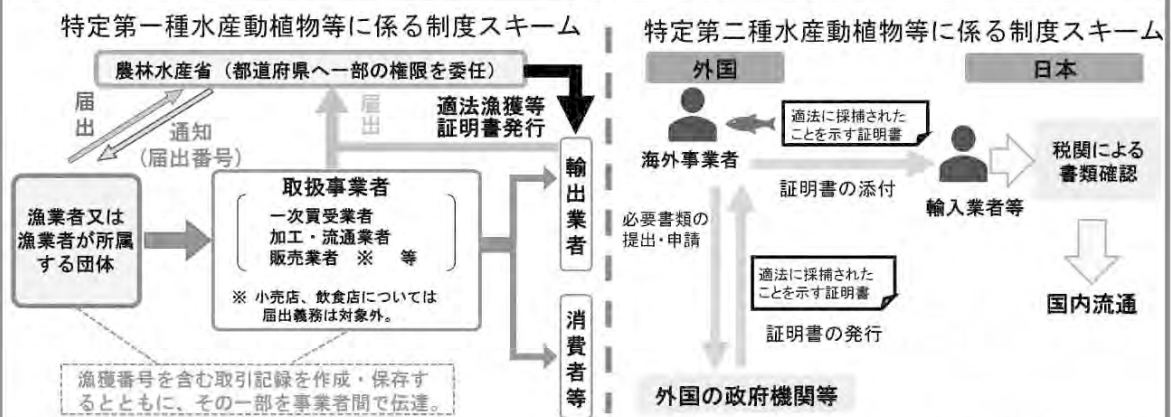
(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書等を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物（国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種）等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
（※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前（6カ月前）から、事前の届出を可能とする。）

その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

5 洋上風力産業ビジョン（第1次）

令和2年12月15日

洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会

1. 本ビジョンの背景

洋上風力発電は、大量導入が可能であり、また、コスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きく、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて最大限の導入が必要となる、再生可能エネルギーの中でも、特にその導入拡大が期待される電源である。

洋上風力発電の導入拡大を目的として2019年4月に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づき、着実にプロセスが進んでいる中、洋上風力発電を主力電源としていくためには、産業の競争力を強化し、コストの低減をしっかりと進めることが重要である。

そのため、再エネ海域利用法を通じた洋上風力発電の導入拡大と、これに必要な関連産業の競争力強化と国内産業集積及びインフラ環境整備等を、官民が一体となる形で進め、相互の「好循環」を実現していくため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」（以下「本協議会」という。）を本年7月に設立した。更に、本年9月に本協議会の下に設置した「作業部会」等を通じ、より詳細な検討を行った。

本ビジョンは、この検討の結果に基づき、中長期的な政府及び産業界の目標、目指すべき姿と実現方策等について一定の方向性を取りまとめたものである。引き続き、官民一体となった議論を継続し、その実現に向けた取組を順次進めるとともに、必要に応じてビジョンも見直していく。

2. 洋上風力の産業競争力強化に向けた基本的な考え方

洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である。特に、事業規模は数千億円、構成する機器や部品点数が数万点と多いため、関連産業への経済波及効果が大きい。

グローバルな洋上風力発電市場は着実に成長しており、国際機関の分析では、2040年には全世界で2018年の約24倍である562GWの導入が見込まれる¹。

特に、欧州では、安定した偏西風と遠浅な海底という自然条件に加えて、北海油田向け産業基盤や港湾インフラ等の社会条件が整っていたため、1990年代以降に洋上風力発電の大量導入が先行し、域内で風車製造のサプライチェーンが形成された。こうした地域では、需要地に近い工場立地により輸送コストを抑えつつ、風車の大規模化や量産投資を行うことにより、過去10年でコスト低減が進展し、落札額10円/kWhを切る事例や、市場価格（補助金ゼロ）の事例も生じている。

一方で、2030年の世界シェアのうち41%がアジアになるとの予測²もあるなど、今後、アジア市場は急成長が見込まれることから、欧米風車メーカー等のアジア進出が本格化しており、アジア各国においても誘致競争が始まっている。

我が国においても、再エネ海域利用法に基づく公募（4ヶ所、約150万kW）が今年度から始まっており、案件獲得に向けて発電事業者を中心にサプライチェーン全体で取組が活発化している。一方で、風車については、国内に製造拠点が不在であるため海外から輸入しており、陸上風力の経験等から技術力を有する国内部品メーカーの潜在力や、国内のものづくり基盤を十分に活用できていないのが現状である。

こうした現状を踏まえると、我が国の洋上風力産業を育て、競争力を強化していくことで、国内においてコスト低減を図りつつ最大限の導入を進め、将来的にはアジアの成長市場を獲得していく戦略を官民で構築し、実現していくことが、エネルギー政策・産業政策双方の観点から重要である。

その鍵となるのが産業界による投資の促進であるが、産業界からは、市場規模の見通しが見えないと投資に躊躇するといった声があった。そのため、

- ① まずは魅力的な国内市場の創出に政府としてコミットすることで、国内外からの投資の呼び水とする。
- ② その上で、事業環境整備等を通じて投資を促進することにより、競争力があり強靱な国内サプライチェーンを形成する。
- ③ 更に、アジア展開も見据えて次世代の技術開発や国際連携に取り組み、国際競争に勝ち抜く次世代産業を創造していく。

といった方向性を基本方針とし、洋上風力の産業競争力強化に向けた取組を、官民一体となって推進する。

3. 具体的な取組の方向性

3-1. 魅力的な国内市場の創出

国内にサプライチェーンを新たに形成するためには、まずは国内外からの投資の呼び込みが必要である。産業界からは、投資判断のためには、市場規模の見通しが必要との意見があった。そのため、政府として導入目標を

明示するとともに、「絵に描いた餅」とならないよう、その実現に向けた取組を進める。

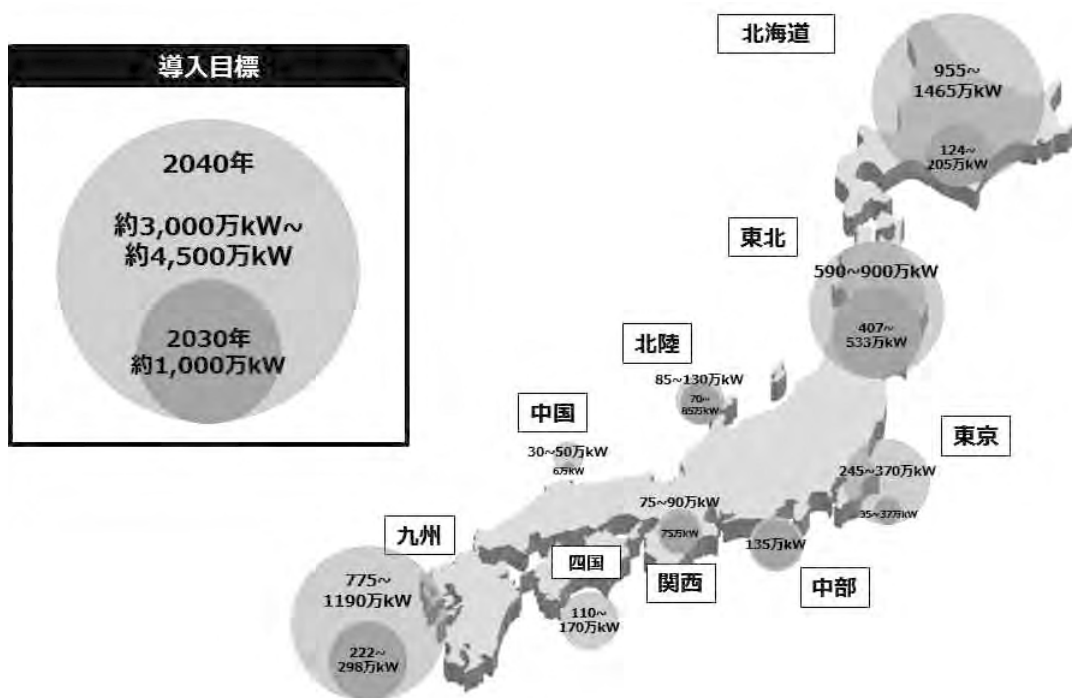
(1) 政府による導入目標・エリアの明示

政府は、洋上風力発電の導入目標³を下記のとおり設定する。

- ・政府は、年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。

成長戦略会議実行計画（令和2年12月1日決定）においては、「日本において、2040年までに3,000万kW、大型火力30基分という大きな建設関連需要の創出を目指す。」としているところであるが、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、産業界からの投資⁴を引き出すべく、2040年における導入目標を引き上げる。ただし、4,500万kW達成には、浮体式のコストが、技術開発や量産化を通じて、今後大幅に低減することが必要である。

また、系統・港湾等のインフラ整備の検討においては具体的な導入エリアの見込みが必要となるため、一定の考え方の下で地域別の導入イメージを作成したところ、以下のとおり⁵。



(2) 導入目標の実現に向けた取組

上記の導入目標が「絵に描いた餅」とならないようにするためには、各地における案件形成を加速化するとともに、その事業実施に必要な系統や港湾といったインフラ整備を計画的に進めていく必要がある。

① 政府主導のプッシュ型案件スキーム（日本版セントラル方式）の導入

導入目標を実現するためには、継続的な案件形成が不可欠であり、案件形成にあたっては、風況・地盤条件等の調査、環境アセスの実施、地域調整、系統対策等を同時に行っていく必要がある。

再エネ海域利用法を昨年施行し、既に4ヶ所の促進区域における洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募や、地元調整のための協議会の設置など枠組みが具体化している。一方で、産業界からは、初期段階の基礎調査や系統確保等は引き続き事業者が実施しており、地域によっては複数の事業者が同時に実施していることが非効率であり、また、開発リスクも高いため、欧州の事例も参考にして、より政府が主導する形で案件形成を進めていくべきとの指摘があった。

そのため、初期段階から政府や自治体に関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向け、実証事業を立ち上げること等により、案件形成を促進し、継続的な区域指定につなげていく。

〈主な取組〉

- ・案件形成に必要な風況調査、海底・海象調査等について、自治体や事業者の協力の下で、政府の主導で実証事業を行うことにより、より効率的に実施可能な手法を確立する。（洋上風力発電の地域一体的開発に

に向けた調査研究事業)

- ・これまで再エネ海域利用法における「有望な区域」選定後に開始していた政府による風況調査について、観測に必要な期間を考慮し、「一定の準備段階に進んでいる区域」においても、現地状況等に鑑みて可能な範囲で前倒して調査を開始。
- ・日本の海域における洋上風況の合理的な観測手法の確立に向けて、洋上風況観測手法の精度検証を行い、ライダー毎の観測方法等を示したガイドブックを速やかに作成する。
- ・事業者の重複確保が問題となっていた系統確保について、案件形成に必要な系統を政府が仮確保するスキームを導入する。
- ・再エネ海域利用法のこれまでの施行を通じて得られた知見を踏まえ、案件形成の迅速化に向けて必要な運用の改善を図る。

② インフラ整備（系統・港湾）

上記導入目標を実現するために必要となる、系統や港湾等のインフラ整備を計画的に進めていく。

〈系統に関する主な取組〉

- ・導入目標の実現に貢献する系統整備のマスタープランについて、1次案を来春までに具体化し、公表する。
- ・洋上風力発電のポテンシャルを生かすためには、適地から大需要地に運んでくる送電網が重要。そのため、直流送電線について、技術的課題やコストを含め、導入に向けた具体的検討を開始する。

〈港湾に関する主な取組〉

- ・全国4か所の基地港湾において大型風車の設置・維持管理に必要な地耐力強化等の工事を着実に進めるとともに、系統整備や促進区域等指定のスケジュール、風車の大型化傾向等を踏まえつつ、将来的な我が国の基地港湾に求められる機能の検討を進める。
- ・洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るため、港湾管理者等と連携し、臨海部エリア等における企業誘致策等を集中的に進めていく。
- ・幅広い企業を誘致するとともに我が国全体のカーボンニュートラルの実現に貢献するため、洋上風力発電の余剰電力を活用した水素生成及び国内各地への水素の海上輸送ネットワークの構築の検討を加速する。

3-2. 投資促進・サプライチェーン形成

政府による国内市場の創出を投資の呼び水として、競争力があり強靱なサプライチェーンを形成することが、電力安定供給や経済波及効果といった観点から重要である。

そのため、産業界においては、産業界としての国内調達に係る目標を設定することで、強靱なサプライチェーンの形成を促進する。

政府においては、設備投資へのインセンティブ付与や国内外の企業連携の促進、規制改革による事業環境整備等によって産業競争力の強化を図る。併せて、産官学が連携して、洋上風力発電に必要な人材育成を進めていく。

(1) 産業界による目標設定（国内調達比率目標、コスト低減目標）

競争力があり強靱なサプライチェーンの形成に向けて、産業界は、下記の目標⁶を設定する。

- ・産業界は、我が国におけるライフタイム全体での国内調達比率を2040年までに60%にする。なお、分野別の具体的な実現方策は、引き続き検討していく。
- ・産業界は、着床式の発電コストを、2030～2035年までに、8～9円/kWhにする⁷。

(2) サプライヤーの競争力強化

競争力があり強靱なサプライチェーンの形成に向けて公募におけるサプライチェーンの評価、設備投資へのインセンティブの付与、グローバルなビジネスマッチングの促進等の取組を進める。

〈主な取組〉

- ・再エネ海域利用法に係る公募占用計画の評価において、強靱なサプライチェーン（国内又はそれと同等のもの）の形成について電力の安定供給確保等の観点から評価する。
- ・サプライチェーンの形成に資する設備投資に対し、補助金・税制等による支援措置を講じる（調整中）。
- ・海外企業と日本企業のビジネスマッチングを促進するため、JETROでの「洋上風力対日投資セミナー」の実施などの政府による支援に加え、産業界においても自主的な取組を推進する。
- ・洋上風力発電の稼働率向上を図るため、AIを活用した風車の故障予知システムの開発と活用促進を図る。

(3) 事業環境整備

事業環境の改善に向け、産業界は、プロジェクト推進の障壁となりうる規制8項目についての整理を行った。

要望のあった規制見直し項目について、政府としても各省が連携しながら総点検を行う。

また、洋上風力の導入に向けて整備が必要な規格を産業界が総点検し、必要性の高い規格については、政府と連携して整備を進める。

① 洋上風力関連規制の総点検

産業界においては、プロジェクトの障壁となる要望があった主な8項目のうち、まずは、経済産業省（電気事業法）の安全審査を合理化するとともに、国土交通省（港湾法、船舶安全法）との審査も一本化する。

〈先行見直し事例〉

- ・電気事業法に基づく工事計画届出の安全審査の合理化
→ 認証機関が発出するウィンドファーム認証書を工事計画届出に添付すれば、設計方法が確立されていない場合等を除き、専門家会議プロセスを原則不要とする。
- ・複数の審査の一本化
→ 洋上風力発電設備については、電気事業法、港湾法、船舶安全法に基づく審査が必要であるところ、審査書類の共通化を行った上で審査を一本化し、審査の効率化と事業者の負担軽減を図る。

〈その他の主な産業界からの要望〉

【調査・開発関連】

- ・環境影響評価法に基づく、風力発電事業における環境影響評価手続の迅速化、及び対象事業規模要件の見直し。
- ・建築基準法に基づく、高さ60m超の風況観測調査のための一時設置の観測タワーに係る手続の迅速化。

【製造・設置関連】

- ・航空法に基づく、洋上風力発電設備への航空障害灯の設置等に係る基準及び条件等の緩和。（風車のタワー中間部、港湾での仮組立時の風車などに設置する航空障害灯の設置条件の緩和、及び風力発電機群の定義の見直し。）
- ・工事作業用及び重量物・長大物国内輸送用船舶の不足に対応するため、船舶法に基づくカボタージュ規制（外国籍船の寄港制限）に関する国土交通大臣特許要件の明確化。
- ・洋上風力クレーン作業における強風時の作業中止の判断基準の明確化、移動式クレーンの吊荷走行禁止条件の緩和。

【撤去関連】

- ・着床式については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき風車撤去時に原則として原状回復が求められるところ、残置許可基準の明確化。

② 洋上風力発電設備の建設のため必要な規格の総点検

鋼材やタワーボルト等の洋上風力発電設備の建設のために必要な部材の一部について、国内のJIS規格が整備されていないとの声がある。

そのため、JIS規格化に向けて、産業界として規格化が必要な部材を特定するとともに、政府と連携しながら規格化を進める。

〈主な取組〉

- ・これからの風力発電設備に必要な部材（大型化に対応した厚い鋼材、タワーボルト等）を産業界が総点検し、政府と連携して性能評価へ早期反映・規格化を検討。

（4）洋上風力人材育成プログラム

長期的、安定的に洋上風力発電を普及させていくにあたっては、風車製造関係のエンジニア、調査・施工に係る技術者、メンテナンス作業者等の幅広い分野における人材育成を行うことが必要である⁸。

その実現に向けて、必要なスキルの棚卸し、スキル取得のための方策を具体化した「洋上風力人材育成プログラム」を策定し、短期的な異業種からの技術者の移動・転換の推進、中長期的な人材育成を進める。

〈主な取組〉

- ・洋上風力発電に必要なスキルの棚卸しを行い、スキル取得のための方策を産官学で連携して検討する。
- ・産業界は、メンテナンス人材に係る資格を整備する。

3-3. アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携

サプライチェーンの形成等を通じて競争力を高めつつ、将来的に、気象・海象が似ており、市場拡大が見込ま

れるアジアへの展開を目指す。

そのため、今後の拡大が特に見込まれる浮体式をはじめとした技術開発を加速化するとともに、国際標準化や政府間対話等により、その下地づくりを進めていく。

(1) アジア展開も見据えた次世代技術開発

今後のアジア展開を見据えると、拡大が特に見込まれる浮体式を中心に、商用化を常に見据えながら、技術開発を加速化し、世界で戦える競争力を培っていく必要がある。そのため、競争力強化に向けて必要となる要素技術特定するとともに、重要な技術開発については、長期間にわたる技術開発・実証等を一貫通貫で支援をする。

〈主な取組〉

- ・洋上風力産業の競争力強化に向けて必要となる要素技術特定・整理し、「洋上風力技術開発ロードマップ」を今年度内に策定する。
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けたイノベーションを推進するための基金を創設し、企業から目標へのコミットメントを得た上で、長期間にわたる技術開発・実証等を一貫通貫で支援する。

(2) 国際連携や国際標準化の推進

政府としては、将来のアジア市場展開を見据え、政策対話や国際実証等を行うことにより、政府間の協力関係の構築と国内外の企業の連携を促す。加えて、海外での洋上風力事業への参画等を検討する日本企業をFSや実証、ファイナンスで支援していく。

また、浮体の安全評価手法の国際標準化等を進める。これらの取組等を通じて、浮体式等の海外展開に向けた下地作りを行う。

〈主な取組〉

- ・将来的な海外展開を見据え、相手国の制度構築支援や第三国協力等に係る二国間対話を推進する。(EU、ドイツ、ベトナム等)
- ・欧米風車メーカーと日系サプライヤーによる大型風車開発等の共同研究開発・海外実証(NEDO国際実証)について、産官が連携しつつ、具体的な案件形成を進める。
- ・新たに創設した日本貿易保険(NEXI)の「LEADイニシアティブ」(環境分野等における融資保険のカバー率を最大100%とするスキーム)や国際協力銀行(JBIC)の成長投資ファシリティ等の公的金融やFS調査支援等のインフラ輸出ツールを積極活用し、海外展開を促進する。
- ・浮体式のコスト低減に資する浮体構造の簡素化等について、国内で安全評価手法の確立を図るとともに、IEC国際標準化を進める。

¹ IEA “Offshore Wind Outlook 2019” (持続可能な成長シナリオ)

² GWEC “Global Offshore Wind Report 2020”

³ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づく認定量。

⁴ 産業界からは、第1回官民協議会において「投資判断に必要な市場規模は、2030年にかけては100万kW×10年、2040年には3,000万kW～4,500万kW」との意見があった。

⁵ 2030年については、環境アセス手続中(2020年10月末時点・一部環境アセス手続が完了した計画を含む)の案件を元に作成。2040年については、NEDO「着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討)報告書」におけるLCOE(均等化発電原価)や、専門家によるレビュー、事業者の環境アセス手続状況等を考慮し、協議会として作成。なお、本マップの作成にあたっては、浮体式のポテンシャルは考慮していない。

⁶ 年限は、再エネ特措法に基づく認定条件を基準とする。

⁷ 公募の際に設定する供給価格上限額については、このコスト目標に向けた業界による取組状況も参考にしつつ、再エネ特措法・再エネ海域利用法の規定・趣旨に基づき設定する。

⁸ 欧州各国では、現状1万人超の洋上風力関連雇用がある。